

平成22年第4回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
11月25日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	8
・議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	10
・議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	13
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の補欠選挙	14
○町長あいさつ	15
○閉 会	15

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第95号

平成22年第4回長瀬町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月19日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成22年11月25日（木）

2 場 所 長瀬町役場議場

- 3 付議事件
- (1) 議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - (4) 秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙について
 - (5) 皆野・長瀬上下水道組合議会議員の補欠選挙について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	関	口	雅	敬	君	3 番	大	島	瑠美子	君	
4 番	齊	藤		實	君	5 番	野	原	武夫	君	
6 番	新	井	利	朗	君	7 番	大	澤	夕キ江	君	
8 番	梅	村		務	君	9 番	染	野	光	谷	君
10 番	渡	辺		強	君						

不応招議員（なし）

平成22年第4回長瀬町議会臨時会 第1日

平成22年11月25日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第43号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第44号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第45号の説明、質疑、討論、採決
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の補欠選挙
- 1、町長あいさつ
- 1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	関	口	雅	敬	君	3番	大	島	瑠美子	君	
4番	齊	藤		實	君	5番	野	原	武夫	君	
6番	新	井	利	朗	君	7番	大	澤	夕キ江	君	
8番	梅	村		務	君	9番	染	野	光	谷	君
10番	渡	辺		強	君						

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	教育長	新	井	祐	一	君
参事	平		健	司	君	参事	齊	藤	敏	行	君
総務課長	大	澤	彰	一	君						

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実		書記	野	原		徹	
------	---	---	--	---	--	----	---	---	--	---	--

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(齊藤 實君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第4回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

開会前に先立ちまして、10月22日に逝去されました村田正弘君のご冥福をお祈りし、1分間の黙禱をささげたいと思いますので、皆さん、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○議長(齊藤 實君) 黙禱を終わります。

ご着席ください。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回長瀬町議会臨時会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○議長(齊藤 實君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(齊藤 實君) 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明等のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

_____ ◇ _____

◎町長あいさつ

○議長(齊藤 實君) 本臨時会の開会に当たりまして、町長からあいさつのため発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長(大澤芳夫君) おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る10月25日、故村田正弘議員の告别式がとり行われました。突然の訃報に愕然といたしましたが、ここにご逝去を悼み、改めましてご冥福をお祈りいたします。

さて、議員の皆様には、何かとご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今臨時議会につきましては、12月の定例会では間に合わない、緊急にご審議をいただきたい案件がござ

いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

本日提案させていただいております案件につきましては、職員の給与改定に関連するものであります。依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、民間企業の給与等は依然厳しいものがあり、国家公務員や埼玉県、さらに多くの自治体で給与改定を実施している状況を勘案いたしまして、関係条例の改正をお願いするものであります。あわせて議会議員、私や教育長の期末手当につきましても職員の期末・勤勉手当を引き下げることにあわせ、関係条例の改正をお願いするものであります。

議案の内容等につきましては、上程いたしました際に改めて説明をさせていただきますので、よろしくお祈り申し上げます。

以上、臨時会の開会に当たりましてのごあいさつといたします。



◎議事日程の報告

○議長（齊藤 實君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願ひます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（齊藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

8番 梅村 務君

9番 染野 光谷君

10番 渡辺 強君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（齊藤 實君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（齊藤 實君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第43号から議案第45号までの3件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。議案内容の報告は省略させていただきます。

議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、議案が議題に供された際に求めることといたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第4、議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、議会議員の期末手当につきましても同様に引き下げを実施したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） おはようございます。それでは、議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るための職員の給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、議会議員の期末手当につきましても同様に引き下げよう改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。まず、第1条関係の新旧対照表でございますが、第5条第2項でございます。12月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の165を100分の150に改めるものでございまして、次の第2条関係は裏面になりますが、同じく第5条第2項中6月に支給する場合の期末手当を、現行100分の145から100分の140に、12月に支給する場合は100分の150を100分の155に改めるものでございます。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、第1条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日から、また第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第43号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 最近、人事院勧告で職員の期末手当と勤勉手当を引き下げるということで、小さな町村では、やはり今職員の中からも、どんどん引き下げられては生活が困るという意見も役場職員の中から出ています。それで、私が思うのには、私は議員でやっていて、議長でもないし常任委員長でもないし、そういう中で17万7,000円です。ですから、これに対する100分の160を100分の150にするということは、それだけ期末手当が少なくなるわけで、今どこの自治体も人件費の削減という中で、いろんなものが低く抑えられてきているわけです。

そこで、質問なのですけれども、17万7,000円から100分の5ですか、下げられて、議長が今24万7,000円、そして私、平議員が17万7,000円の中で、副委員長、副議長とかいますけれども、トータルではどのぐらいになって、平均どのぐらいの金額に計算されているのかお答え願いたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

影響額でございますが、全体では約32万円となる計算となっております。1人当たりということでございますが、10名で計算させていただきますと、その10分の1という形になると思います。ですから、3万ちょっとぐらいという計算にはなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第43号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第5、議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、町長及び教育長の期末手当についても同様に引き下げを

実施したいので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るための職員の給与改定及び期末・勤勉手当の引き下げにあわせて、町長、教育長の期末手当につきましても同様に引き下げるよう改正するものでございます。

第1条は、町長の諸給与条例の一部改正でございますが、新旧対照表の1条関係をごらんください。第6条第2項でございますが、12月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の165を100分の150に改めるものでございます。

次の第2条関係でございますが、裏面になります。同じく第6条第2項中6月に支給する場合の期末手当を、現行100分の145を100分の140に、12月に支給する場合は100分の150を100分の155に改めるものでございます。

第3条は、教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部改正でございますが、その次の新旧対照表第3条関係をごらんください。第6条第2項でございますが、12月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の165を100分の150に改めるもので、次の第4条関係は裏面でございますけれども、同じく第6条第2項中6月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の145を100分の140に、12月に支給する場合は100分の150を100分の155に改めるものでございます。

条例に戻っていただきますが、附則でございます。第1条及び第3条の規定は公布の日の属する月の翌月の初日から、また第2条及び第4条の規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上が議案第44号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 先ほど議員の議員報酬に関する条例について質問したのと同じように、今町長が特例で70万だったのを42万にしてあります。教育長が、54万だったのが45万9,000円ということで、大澤町長になってから、こういう特例の中で相当の町長の給与を引き下げているわけです。本当に税金の使い方が、結局町の行政に使われるということは確かにありがたいのですが、しかしこの特例によってこういうことをやるのは時の町長によってできるわけで、我々議員も町長も、いつまでも議員や町長をやっているわけではないです。そういう中でやってきたということは、やはり町民の誇りだと思えるのです。では、少なくするのがいいというのではないのですけれども、やはり相当の努力をしているということで、私はいいと思うのですけれども。

そこで、この期末手当12月、来年の6月と12月ということで引き下げるわけですが、では町長はどういう、町長の期末手当の減額はどのような状態なのか。約どのぐらいになるのか。そして、この特例に沿って計算するのか。また、今度の42万で計算するのか。

あと、教育委員会の教育長の問題ですけれども、教育長も今言ったように特例で45万9,000円というこ

とですから、それで計算するのか。前の54万で計算するのか。それについて答えてもらいたいと思います。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、町長の影響額でございますが、約11万円となります。また、教育長でございますが、約9万円となります。

それから、特例条例に基づいて計算するのかということでございますが、もとの特例ではないほうで計算しております。ですから、町長につきましては70万円、それから教育長については54万円となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第44号 町長の諸給与条例及び教育委員会教育長の諸給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（齊藤 實君） 日程第6、議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給料月額を引き下げ及び期末・勤勉手当の引き下げを実施したいので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齊藤 實君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） それでは、議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、人事院の勧告に基づく国家公務員及び他団体の職員との均衡を図るため、当町でも職員の給料月額及び期末・勤勉手当の引き下げを行う改正をするものでございます。

第1条についてご説明いたします。参考資料の議案第45号（第1条関係）新旧対照表をごらんください。第14条の4、期末手当でございます。第1項は、附則第4項の第2号を加える改正に伴う追加でございます。同条第2項でございますが、12月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の150を100分の135に改めるもので、次の同条第3項は再任用職員の期末手当で、100分の150を100分の135に、100分の85を100分の80とするものでございます。同条第4項は、附則第4項に第2号を加える改正に伴う追加でございます。

裏面になりますが、第14条の7は、勤勉手当の規定でございます。第1項は、附則第4項に第3号を加える改正に伴う追加でございます。また、同条第2項第1号は、附則第4項に第3号を加える改正に伴う追加と、現行の100分の70を6月に支給する場合は100分の70に、12月に支給する場合は100分の65に改めるものでございます。同条同項第2号は、再任用職員の勤勉手当で、100分の35を6月に支給する場合は100分の35に、また12月に支給する場合は100分の30とするものでございます。

また、附則第4項でございますが、50歳代後半者の職員の給与の抑制措置といたしまして、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員の給料に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額の額から減じるとともに、期末手当・勤勉手当についても同様に減ずるための改正となっております。なお、その次のページになりますが、第4号は退職者の給与にも影響させるためのものでございます。

また、第5項から第7項は追加でございますが、第5項は月の途中で特定職員55歳を超える行政職、給料表6級以上の職員となった場合の規定で、第6項は100分の1.5の減額を時間外、休日勤務、夜間勤務手当などにも適用させる規定となっております。

第7項でございますが、給料、期末・勤勉手当の100分の1.5の減額の際の勤勉手当の額は、減額金額の100分の0.975を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

条例に戻っていただきますと、その次に別表といたしまして、別表第1及び別表第2がありまして、そちらにつきましては変更となっております。人事院勧告に準じて、40歳代以上が受ける号給を対象に引き下げを行うものでございます。

次に、第2条につきましてご説明いたします。参考資料の議案第45号（第2条関係）新旧対照表をごらんください。第14条の4の期末手当でございますが、第2項は6月に支給する場合、100分の125を100分の122.5に、12月に支給する場合の期末手当について、現行の100分の150を100分の137.5に改めるもので、次の同条第3項は再任用職員分でございますが、同様に100分の125を100分の122.5に、100分の135を100分の137.5とするものでございます。

第14条の7は、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号は、6月の100分の70、12月の100分の65を、いずれも100分の67.5に、また第2号は再任用職員分で、6月に支給する場合における100分の35、12月に支給する場合の100分の30を、いずれも100分の32.5に改めるものでございます。

次に、第3条についてご説明申し上げます。引き続き、参考資料の議案第45号（第3条関係）の新旧対照表をごらんください。3条は、平成18年長瀬町条例第8号の給与構造見直しによる給料表の引き下げに伴う経過措置の現給保障額の一部改正でございますが、新旧対照表の附則第7条第1項により、100分の99.77を100分の99.59に引き下げるものでございます。また、給与条例附則第4項により給料が減額され

る職員にあっては、その額に100分の98.5を乗じて得た額とするものでございます。

改正条例に戻っていただきます。附則でございます。附則第1条の施行期日でございますが、この条例は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するものでございますが、第2条の規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条でございますが、ことしの12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定で、改正後の条例第14条の4第2項及び条例第4項から第6項まで、もしくは第16条第1項から3項まで、第6項もしくは附則第4項の規定にかかわらず、期末手当の額から第1号の平成22年4月1日において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、第2号の平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末・勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

第3条でございますが、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読みかえ規定で、改正後の条例附則第4項の規定の適用は施行日以後となるものでございます。

以上が議案第45号の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤 實君） これより本案に対する質疑に入ります。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 今説明されても、行政職の給料表と医療職給料表とか、あと55歳からはこうだとか、いろいろ言われましたけれども、なかなかわかりづらいのです。

質問なのですけれども、では役場職員は期末手当と勤勉手当の引き下げをどのような金額になるのか報告願いたいと思います。トータルですね。やはり1人当たり大体どのぐらいの引き下げになるのかということ、それは答えられたらお願いしたいのです。

やっぱり町民は、役場職員はよい待遇で労働条件で、給料をたくさんもらっているというようなねたみみたいなのがあるのです。それはなぜかという、余りにも民間がただ働き、そして給料も上がらない、ボーナスも引き下げられたとか、そういうのがありますから、ちゃんと給料をもらって生活が成り立つような生活をしていると町民は思っています。ですから、この問題については、やはり公務員が悪くなれば、民間はもっと悪くなるのです。労働条件が、もう物も言えない、いろいろ言うなら、労働組合でもつくってきちんと労働条件を言うなんていうならば、おまえはやめろというふうに言われるような、今時勢でございます。ですから、今どういう状況なのかについて、やっぱり町民に知ってもらわなくてはならないわけで、それにはどれだけの期末手当が役場職員が引き下げられたのか報告願いたいと思います。ぜひよろしく申し上げます。

○議長（齊藤 實君） 総務課長。

○総務課長（大澤彰一君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

これは、全体での影響額という形でお答えさせていただければと思います。先ほど期末・勤勉手当と、それから給料表の減額が4月にさかのぼって行われるという形でございますが、合わせて全体で約680万円の減額となる見込みでございます。1人当たりということでございますが、その一人一人というのはなかなか難しいのですけれども、単純に職員数今87でございますが、それで割りますと7万円から8万円という、単純には1人当たりですと、そのぐらいの額という形になります。

以上でございます。

○議長（齊藤 實君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議がありますので、本案に対する反対討論を許します。

10番、渡辺強君。

○10番（渡辺 強君） 私は、この議案が出て、昨日横瀬の我々の共産党を名乗っている町会議員に電話したりしてみたのです。そうしたら、みんな大体同じような率で提案されて、臨時議会でやるというふう聞いております。ですから、私はこの問題ではどういう行動をとるかということで、反対しなくてはならないのではないかというふうに言われまして、そればかりではなくて、私は今問題なのは、若い労働者が働く場がない。そして、給料がどんどん減って結婚もできないし、1人で暮らすことができないということで、ない人はホームレスになるしかないような状態の中でこれを直していくというのは、やっぱり労働者というか、働く人たちがちゃんとした給料をもらっていく、一つの役場職員の提案だと思うのです。

それで、確かに今報告されましたように、役場職員が87人いますけれども、1人当たり大体7万円か8万円カットされるということでは、やはり問題があると思うのです。このまま人事院勧告だということでは、どんどんそういうことでやられていけば、国の方針ですから。しかし、皆野町とか、あとほかの議会では、役場職員だからといってどんどん人を減らして給料を下げっていくということについては、やっぱり異議を述べていく議会もあるわけで、そういう立場から、私はこの問題については反対していきたいと思います。

今、まだまだ町の税金というか国の税金は、今事業仕分けということで民主党政権がやっていますけれども、やはり問題点がいっぱいあるのです。無駄遣いがあるのですよ、まだ。そして、まだ縮めるところがあるのです。そういう立場からしては、この人事院勧告をそのまま受け取るわけにはいきません。そういう立場から反対します。

○議長（齊藤 實君） 次に、賛成討論を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） これをもって討論を終結します。

これより議案第45号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齊藤 實君） 起立多数。

よって、議案第45号は可決されました。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○議長（齊藤 實君） 日程第7、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

秩父広域市町村圏組合から当町選出の組合議会議員1名の欠員に伴い、組合規約第7条第1項の規定に基づく補欠選挙の執行依頼がありました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に、新井利朗君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました新井利朗君を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

〔「ちょっといいですか。監査委員でもいいのかい」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 問題ないということなのです。

〔「問題ない」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） はい。

〔「ああ、じゃそれでいいや。監査委員じゃね、町の監査委員でそっちのほうへ行ってこうだっというんじゃよ。ちょうど気が2人が合うからいいや」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、新井利朗君が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました新井利朗君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の補欠選挙

○議長（齊藤 實君） 日程第8、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の補欠選挙を行います。

皆野・長瀬上下水道組合から当町選出の組合議会議員1名の欠員に伴い、組合規約第7条に基づく補欠選挙の執行依頼がありました。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名については、議長からご指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀬上下水道組合議会議員に、大島瑠美子君をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長からご指名いたしました大島瑠美子君を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（齊藤 實君） 異議なしと認めます。

したがって、大島瑠美子君が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大島瑠美子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎町長あいさつ

○議長（齊藤 實君） 以上で今期臨時会における議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より発言を求められておりますので、ここであいさつを許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 臨時会の終了に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会に際しまして、慎重にご審議の上、原案のとおり議決をいただき、まことにありがとうございました。

ことは、酷暑、猛暑と言われ、記録的な暑い夏でございましたが、こうした夏に受けた体のダメージは、秋から冬にかけて顕在化すると言われております。議員各位もお体をご自愛いただき、ご健勝にてますますご活躍をいただきますようご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（齊藤 實君） 以上をもちまして平成22年第4回長瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。お世話になりました。

閉会 午前9時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年 1月11日

議 長 齊 藤 實

署 名 議 員 梅 村 務

署 名 議 員 染 野 光 谷

署 名 議 員 渡 辺 強